

(宛先)秋田市長

児童手当 認定請求書

提出年月日
令和 年 月 日

請求者	(ふりがな)		性別	男 ・ 女	〒 住所 秋田市		勤務先		加入年金 状 況 ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済 イ. 国民年金 ウ. その他()			
	氏 名				令和 年1月1日の住所地(秋田市以外の場合)		請求者 個人番号 (12ケタ)					
	生年月日				昭和 年 月 日 平成	電話 番号						

配偶者	有 ・ 無	(ふりがな)	配偶者 氏名	配偶者勤務先		支払希望金融機関(請求者名義の普通預金口座)										
		同居・別居		別居の場合のみ住所		金融機関名称		支店名		支店コード						
		令和 年1月1日の住所地(秋田市外、上記と異なる場合)														
		昭和 年 月 日 平成		配偶者 個人番号 (12ケタ)						普通		口座番号		名義(カタカナ)		
														□ 公金受取口座を利用します。		

児童の兄姉等 (19～22歳年度末のかた)	氏 名		続柄	生 年 月 日		同居 別居	監護相当 の有無	生計費負担 の有無	海外留学の場合は 出国年月	※算定対象	【注意】「監護相当の有無」および「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (児童の兄姉等と児童の合計人数が 3人以上 の場合に限る。)
	(ふりがな)			平成 年 月 日		同・別	有・無	有・無			
				平成 年 月 日		同・別	有・無	有・無			

児童	氏 名		続柄	生 年 月 日		同居 別居	別居の場合のみ住所		監護の 有無	生計関係	海外留学の場合は 出国年月	※第3子以降	※3歳未満	※左記以外
	(ふりがな)			平成 ・ 令和 年 月 日		同・別			有・無	同一・ 維持				
				平成 ・ 令和 年 月 日		同・別			有・無	同一・ 維持				
				平成 ・ 令和 年 月 日		同・別			有・無	同一・ 維持				
				平成 ・ 令和 年 月 日		同・別			有・無	同一・ 維持				

令和 年分所得額 (請求者)		円	(配偶者)		円	請求者の控除対象配偶者または 同一生計配偶者の場合に○		控除対象配偶者 ・ 同一生計配偶者	
----------------	--	---	-------	--	---	--------------------------------	--	-------------------	--

認定番号	
被用区分	被 非
受付確認 年月日	令和 年 月 日
受付・担当者	子市西北南 河雄駅岩大 郵
☐ 転入 ()	
☐ 出生	
☐ その他	

不足書類	年・口・申・確・本・ 住・その他 ()
督促通知	
書類完成	
入力	
通知発送	
備考	

※審査

認定・却下年月日			手当月額	
			3歳未満分	円
支給開始年月日		令和 年 月	3歳以上分	円
算定児童数		1子 2子 3子以降	中学生分	円
年 分	請求者の控除後の所得額		高校生 年代分	円
	配偶者の控除後の所得額		計	円

◎裏面の注意をよく読んでから、太枠内に記入してください。

児童手当請求者の加入している健康保険情報がわかるもの
(資格確認書、資格情報のお知らせなど)の写しをこの欄に
貼付または別途添付してください。

次の健康保険に加入しているかたは提出が必要です。
(ア)文部科学省共済組合員証(大学支部等に限る)
(イ)共済組合員証のうち、勤務先が独立行政法人であるかた

厚生年金および国民年金加入者、未加入者などのかたは
不要です。
支給対象となる児童が3歳以上のみの場合は不要です。

注意

- 1 公務員（独立行政法人を除く）の方は、職場での手続きとなります。
- 2 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 3 「加入年金状況」の欄は、3歳に満たない児童がいる受給者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について記入してください。
- 4 「支払希望金融機関」の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称および口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「支払希望金融機関」の欄に記載する必要はありません。
- 5 配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 6 「個人番号」の欄には、請求者および配偶者の、12ケタの個人番号を記入してください。
- 7 「児童の兄姉等」の欄は、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 「生計費負担の有無」の欄は、「児童の兄姉等」の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、「海外留学の場合は出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 「監護」は児童を監督、保護することをさしますので、児童又は児童の兄姉等を養育している場合は「有」に○をしてください。
「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、「海外留学の場合は出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童又は児童の兄姉等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者および扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 児童が3歳に満たない子であり、請求者は加入している年金状況が「厚生年金、私立学校教職員共済、国家公務員共済、地方公務員共済」の場合は当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」（児童の兄姉等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。）
 - ⑪ 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、「児童の兄姉等」の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類